

令和7年4月1日

2025（令和7）年度：募集要項

■事業趣旨

地域にとって次代を担う子供たちは大切な財産です。その子供たちが、自分が生まれ育った地域を想い故郷に愛着を抱く気持ちの一助となることを願い、小・中・高の学校での運動や文化系の各種部活動、スポーツ少年団などの活動、大会等の出場に伴う遠征、学校や地域行事などを資金面から応援するため、次の事業を行います。本基金の趣旨をご理解の上、お役立ていただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 北見通運こども応援基金

理事長 武山 昇

■募集事業

運営上の都合により、予告なく募集を終了することがあります。また、特定の助成事業への偏りが顕著（年度予算合計の過半）な場合、期間途中でも当該助成事業の募集を停止いたします。

【部活動等助成事業】	
助成内容	学校の部活動やスポーツ少年団などの活動に必要な備品・用具類のほか、環境を整備するのに必要な費用。
助成金額	上限30万円、ただし申請件数が多い場合は、原則按分で助成金額を調整
年度予算	100万円 ※申請総額が予算を超過した場合、北見通運による追加寄付を活用する場合あり
募集期間	令和7年10月1日～令和7年11月10日【締切日必着】
【遠征費等助成事業】	
助成内容	予選会等を経て出場する全道・全国大会などへの遠征に必要な費用。ただし、子供たちを中心とした団体の旅費の不足分に限る。
助成金額	上限10万円（ただし、全国大会に限り最大30万円）。 ※自己負担額（総遠征費から市や所属団体の補助金を差し引いた額）が20万円以上の場合に適用
年度予算	100万円
募集期間	公表日より令和8年3月31日まで 【ただし、予算消化を以て終了する】
【行事費等助成事業】	
助成内容	学校行事や子供たちの思い出づくり、故郷への愛着を育むことに資する地域行事などの開催に必要な費用。ただし、事業収支上の不足額に限る。
助成金額	上限30万円
年度予算	100万円 ※申請総額が予算を大幅に超過した場合、北見通運からの追加寄付を活用する場合あり
募集期間	令和7年10月1日～令和7年11月10日【締切日必着】

■事業の実施について

- (1) 今年度の年間予算の範囲内で、各助成事業の執行状況を考慮し、必要に応じて予算の振替を行うことがあります。
- (2) 同一年度に、同一の申請者が複数の種類の申請をされることになった場合の助成金額の上限については、原則的に合計して30万円までとします。
- (3) 各助成事業における1回あたりの上限金額は原則であり、本基金の趣旨に照らし、適当と判断される場合には、これを超えて支給決定する場合があります。
- (4) 部活動等助成事業において、より多くの団体に公平に支援を行う観点から、2年連続して申請を行う団体については、他の初回申請団体と比較して審査の優先順位を劣後することがあります。

■応募について

【地理的要件】

本助成の対象となる地域は、北見市、美幌町、置戸町、訓子府町、津別町です。

現時点では網走市、遠軽町、佐呂間町、大空町、その他の市町村は対象外となっております。限られた予算の中で助成事業を実施しているため、この事情についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

【団体資格】

対象地域に所在し、これらの地域を中心に活動している団体で、代表者が明確であることを条件とします。

- (1) 小学校・中学校・高等学校の部活動

- (2) 少年団登録がある団体、またはそれに準じる団体

(団員・指導者・保護者などが協力して運営しており、スポーツ・文化活動など社会教育を目的とする団体。または各種の競技団体や文化団体などに加盟し、それらと同じ目的・運営方法をとっている団体を含みます。)

- (3) 地域行事などを主催する実行委員会等の団体

※上記に該当する団体であっても、全世代を対象とした有料教室など、営利性のある活動は助成の対象外となります。

【手続き】

申請資格チェックリストを提出いただいた後、事務局が内容を確認します。要件を満たしていると判断された団体には申請書を送付します。申請書と必要書類をご提出いただいた後、理事会および評議員会の審査を経て、助成の可否を決定します。

■事後手続きについて

(1) 助成金を受けた申請者は、速やかに報告書（任意様式）および使用内容を確認できる書類を提出する必要があります。以下の場合、助成金の支給決定を取り消しまたは返還請求を行うことがあります。

- 報告書が提出されない場合
- 事前承認なしに事業内容が変更された場合や正当な理由なく事業が実施されなかった場合

■申請先等

【事務所】 北海道北見市大通東2丁目8番地
E-mail kodomo@kitamitsuun.co.jp



北見通運㈱コンテナセンター2階

補足説明：【部活動等助成事業】についての考え方

【助成対象とする物品・設備について】

- 学校の部活動やスポーツ少年団などが活動する上で必要とされ、団体が共用備品として管理・保管する物品や設備であること。
- 備品は、活動の継続や質の向上に資するものであり、一定期間継続して使用できるものに限る。

【助成対象となる物品／対象外となる物品】

- 助成対象となる物品（共通要件を満たすもの）
 - ・団体の所有・管理物として保管される
 - ・年度をまたいで継続使用される耐久品
 - ・団体の活動の質向上に直接的に資する
 - ・1年を超える使用実績や計画が想定される
 - ・購入費が比較的高額で、団体の自助努力だけでは負担が大きいもの
- 助成対象外となる物品
 - ・個人の所有や使用が前提となる衣類・用具（例：個人のスパイク、ジャンパーなど）
 - ・短期間で消耗・使い切ることが前提の物品（例：ボール、テープなど）
 - ・学校や団体の通常予算で購入されるべき物品や日用品
 - ・管理実態や使用目的が不明確な物品

【申請方法について】

- 本事業では「事後申請方式」を採用しており、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに購入された物品に限り助成の対象とする。
※ 未購入・未納品のものは対象外。
- 複数の物品を含む申請も可能とするが、いずれも団体の活動に必要かつ共用備品として管理・保管されることを要件とし、助成の可否および助成額は各物品ごとに審査のうえ決定されるものとする。

【助成金額について】

- 助成金の上限は30万円とする。
- 申請件数によって予算を上回る場合、原則として按分により助成額を調整するため、申請額に満たない金額で助成が行われることがある。

補足説明：【遠征費等助成事業】についての考え方

【助成対象とする遠征について】

- 地区及び支部等（※注1）の予選会を経て、出場権を獲得または選抜され、上級大会（※注2）に出場する遠征を対象とする。

※注1 ➡ 北見市内、オホーツク管内、北海道地区を範囲として開催される予選会等

※注2 ➡ 北海道大会（ブロック大会含む）または全国大会

【全国大会について】

- 北見市内およびオホーツク管内の予選会等を経て出場した北海道大会（北海道地区予選を兼ねる）において、全国大会へ出場権を獲得または選抜された大会とする。

【助成金額について】

- 助成の対象は、自己負担額（総遠征費から市や所属団体の補助金を差し引いた額）が20万円以上の場合とする。

- 助成金の上限は原則10万円とする。ただし全国大会の場合は以下のとおり：

【1】すでに10万円の助成を受けている場合 ➡ 追加で最大20万円（合計最大30万円）

【2】まだ10万円の助成を受けていない場合 ➡ 最大30万円まで

【助成対象としない遠征とは】

- 上記の予選会等を経ずに参加する試合や大会、部活動や少年団の日常的活動（練習試合、交流大会等）の一環として行われる遠征。
- オホーツク管内で開催されるもの。

補足説明：【行事費等助成事業】についての考え方

【助成対象とする行事とは】

- 学校行事や地域行事など、子どもたちの思い出づくりや地域への愛着を育むことを目的として実施される行事であること。
- 子どもたちが主体的に関わり、地域の人々と交流するなど、教育的・社会的意義がある行事を対象とする。

対象となる行事の例：

- 学校の創立記念事業
- 地域の子ども向けの文化活動
- 子どもによる発表会、展示会など

【申請方法と助成の条件】

- 本事業では「事後申請方式」を採用しており、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に実施された、または実施予定の行事を助成の対象とする。なお、申請時には行事の内容および収支計画が確定していることを要件とする。
- 営利目的や黒字となる見込みのある事業は対象外とする。
- 申請は各団体につき年度内 1 回のみとする。
- 原則として、単なる備品購入や設備整備のみを目的とした事業、または子どもが関与しない行事については助成対象外。

【助成金額について】

- 助成金の上限は 30 万円、または対象経費の不足額のいずれか少ない金額とする。
※「不足額」とは、行事の収支計画上、自己資金や他の補助金では賄いきれない金額を指します。
- 年度の予算（上限 100 万円）を超える申請があった場合、原則として按分により助成額を調整するため、申請額に満たない金額で助成が行われることがある。
- 行事の規模や内容、地域的な波及効果、子どもたちへの関与度合いを踏まえて審査・決定を行う。